

## 令和4年度青森県農林水産物放射性物質調査事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、県産農林水産物の放射性物質を調査し、農林水産物の安全確認を行うとともに、今後の対策に資する取組を行い、消費者の健康被害を未然に防止するため、市町村、農業協同組合、農業協同組合中央会、農業協同組合連合会、農事組合法人、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会（以下「市町村等」という。）が行う農林水産物放射性物質調査事業に要する経費について、令和4年度予算の範囲内において、当該市町村等に対し、農林水産物放射性物質調査事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象経費及び補助金の額)

第2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

### (申請書等)

第3 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 市町村が事業実施主体の場合は、歳入歳出予算書の写し（関係部分に限る。）
- (2) 市町村以外の団体が事業実施主体の場合は、事業実施要綱等の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

### (補助金の交付の条件)

第4 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容の変更（別表に定める重要な変更に限る。）をする場合において、事業変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、事業中止（廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和5年4月1日から5年間保管しておくこと。

(申請の取下げの期日)

第5 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第6 補助金は、補助事業の完了後交付する。

(補助金の請求)

第7 補助金の請求は、補助金請求書(第3号様式)を知事に提出して行うものとする。ただし、補助事業者が市町村である場合にあっては、その提出を要しないものとする。

(状況報告)

第8 規則第10条の規定による報告は、令和4年11月末日現在の状況を記載した事業遂行状況報告書(第4号様式)を同年12月15日までに提出して行うものとする。

(実績報告)

第9 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日(補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日)から起算して30日を経過した日又は令和5年4月10日のいずれか早い期日までに事業完了(廃止)実績報告書(第5号様式)に、知事が必要と認める書類を添えて行うものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月6日から施行する。

別表（第2、第4関係）

事業メニュー	補助対象経費	補助金の額	重要な変更
<p>放射性物質による農林水産物への影響調査の実施</p>	<p>左記の実施に要する経費のうち、次に掲げる経費</p> <p>1 測定試料のサンプリング等の旅費、打合せ等の旅費、有料道路使用料、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、消耗品費、提供試料の対価、委託料並びに事務用品購入費</p> <p>2 その他知事が認める経費</p>	<p>補助対象経費の2分の1に相当する額以内の額</p>	<p>1 補助対象経費の30パーセントを超える増減</p> <p>2 補助金の増</p>

第1号様式（第3関係）

番 号  
年 月 日

〇〇地域県民局長 殿

郵便番号  
住 所  
申請者 名 称  
代表者氏名

令和4年度青森県農林水産物放射性物質調査事業費補助金交付申請書

令和4年度において下記のとおり事業を実施したいので、青森県補助金等の交付に関する規則第3条の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

## 1 事業計画（実績）

実施主体名	
代表者職・氏名	
事業主体所在地	
事業の目的	
実施内容	<p>(1)対象とする品目、放射性物質及び生産条件等ごとの類型</p> <p>(2)サンプリングの実施計画 (実施時期、実施場所、サンプリング件数)</p> <p>(3)分析の実施計画 (分析機関名、実施時期、分析件数)</p>

経費名	金額 (円)	積算内訳 (円)	備考
合計			

## 2 経費の配分

(単位:円)

区分	総事業費 (A+B+C)	補助事業に要 する経費（又 は要した経費） (A+B+C)	負担区分			備考
			県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
放射性物質による 農林水産物等への影 響調査の実施						
合 計						

(注) 備考欄には、事業実施主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

## 3 収支予算（精算）

### (1) 収入の部

(単位:円)

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 県補助金					
2 市町村費					
3 その他					
合 計					

### (2) 支出の部

(単位:円)

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
放射性物質による 農林水産物等への 影響調査の実施					
合 計					

## 4 事業完了（予定）年月日

年 月 日

番 号  
年 月 日

〇〇地域県民局長 殿

郵便番号  
住 所  
補助事業者 名 称  
代表者氏名

令和4年度農林水産物放射性物質調査事業変更(中止又は廃止)承認  
申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた標  
記事業について、下記のとおり変更(中止又は廃止)したいので、令和4年度青森県農  
林水産物放射性物質調査事業費補助金交付要綱第4第1号(第2号)の規定により、  
その承認を申請します。

記

1 変更(中止又は廃止)理由

2 変更(中止又は廃止)内容

(3 中止の期間又は廃止の時期)

- (注) 1 以下第1号様式に準じて作成するものとし、変更内容等が補助金交付申請  
書における事業計画等と異なる場合は、異なる部分について変更前を上段に  
括弧書きすること。
- 2 中止又は廃止の場合は、中止又は廃止の時点における事業の内容を記載す  
ること。



第3号様式（第7関係）

番 号  
年 月 日

〇〇地域県民局長 殿

郵便番号  
住 所  
補助事業者 名 称  
代表者氏名

令和4年度青森県農林水産物放射性物質調査事業費補助金請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた標記補助金  
について、金 円を請求します。

記

1 請求金額

交付決定額	今回請求額	備考
円	円	

2 振込先

金融機関名：

本支店名：

口座番号：

（フリガナ）

口座名義人及び住所：

番 号  
年 月 日

〇〇地域県民局長 殿

郵便番号  
住 所  
補助事業者 名 称  
代表者氏名

令和4年度農林水産物放射性物質調査事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた標記事業の状況について、青森県補助金等の交付に関する規則第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況			
		11月30日までに完了したもの		12月1日以降に実施するもの	
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日
放射性物質による農林水産物等への影響調査の実施	円	円	%	円	

(注) 事業費の欄には、事業の出来高（実施した分析件数）を金額に換算した額を記載すること。

番 号  
年 月 日

〇〇地域県民局長 殿

郵便番号  
住 所  
補助事業者 名 称  
代表者氏名

令和4年度農林水産物放射性物質調査事業完了（廃止）実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた標記事業が完了（を廃止）したので、青森県補助金等の交付に関する規則第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

（注1）以下第1号様式に準じて作成するものとし、事業実績等が補助金交付申請書又は事業変更承認申請書における事業計画等と異なる場合は、異なる部分について変更前を上段に括弧書きすること。

（注2）交付申請書又は変更承認申請書に添付したものに変更があったものについては、必要書類を添付すること。